

## 平成 30 年第 1 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 30 年 1 月 30 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及 び宣告	開会 平成 30 年 1 月 30 日 午前 10 時 08 分 議長 舟根 功 閉会 平成 30 年 1 月 30 日 午前 12 時 27 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	欠席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	欠席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	欠席			
会議録署名委員	瀬川 博			千葉 弘輝		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 オホーツク総合振興局管内優良農村青年被表彰者の推薦について 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 2 号 農地の利用意向等調査について					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、村田委員、井上委員、林委員から欠席の連絡が入っております。また日野委員、西田委員は10分ほど遅れるとの連絡が入っております。在任委員13名、出席委員8名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第1回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により11番瀬川委員、12番千葉委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、1月19日にJA滝上支店にて農業者年金相談会に出席しております。JA北海道中央会の講師により、農業者年金の制度と受給手続きの説明、個別相談が行われました。

また、2月1日から2日にかけて北見市で行われる遠紋地区農業委員会会長・事務局長研修会に出席する予定です。

日程第3. 報告第2号. オホーツク総合振興局管内優良農村青年被表彰者推薦について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、オホーツク総合振興局管内優良農村青年被表彰者の推薦であります。2ページの推薦調書をご覧ください。本年度につきましては、●●町●●●●●●さんを推薦しております。

推薦にあたりましては、3 ページの内規に基づき手続きをしております。4 ページには表彰要領を、5 ページには過去の表彰者をつけておりますので参考にしてください。表彰は来たる4月の管内農業委員会連合会総会の席上で行われる予定であります。以上です。

議長 この件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

オホーツク総合振興局管内優良農村青年被表彰者の推薦報告について、了承してよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。報告を了承することといたします。

日程第4. 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地法第18条第6項による合意解約の通知であります。議案の8ページをご覧ください。報告第3号及び議案第1号、集積計画との案件とも絡んでくるものですから、それに関する説明をさせていただきます。

まず概要なのですが、現在●●●●さん所有の農地を●●●●さんが借りているのですが、その一部を水道用施設用地として利用するため、賃借地から除外し、改めて集積計画を立てるということでもあります。

この間の経過について簡単に説明いたします。①平成28年

11月29日に●●●●さんと●●●●さんの間で賃借のあっせんが成立しております。この時点で賃借農地の一部については、近い将来水道用施設用地として利用する予定があることを当事者及びあっせん委員で確認しております。

②平成28年12月22日、あっせんに基づいて総会で賃借の農用地利用集積計画を決定しております。③平成30年1月11日、水道用施設用地につき、●●●●さんから町へ寄付の申し出がありました。これを受けて④平成30年の1月17日に分筆登記を終了し、翌18日には町へ所有権移転登記を完了しております。諸手続が整いましたので、⑤本日の総会にて賃借を合意解約し、水道用施設用地を除き、集積計画を組み直すという手続きになっております。

2番、転用許可の例外規定ですが、賃借している農地を町に寄付し、そこに水道用施設用地として利用するので、通常だと転用案件となりますが、本件は転用許可不要の例外規定に該当します。いわゆる5条転用に該当するのだけども、農業委員会の許可は不要な案件に該当するので、その説明をさせていただきます。

根拠規定は農地法施行規則、土地収用法であります。次のページをご覧ください。農地法施行規則になります。赤線を引いているところで53条ということなのですが、滝上町が土地収用法で書かれている施設の用に供するために農地を求め、それを目的通りに使用する場合には、5条の転用許可は不要ですよ、ということが書いてあります。その土地収用法の中で、掲げている事業に該当する場合ということなのですが、これは10ページをご覧ください。土地収用法を抜粋しております。第3条の18号に水道法による水道事業の用に供する施設、

ということがうたわれています。今回はこの条項に該当するので、5条転用は例外的にする必要はありません、ということになっております。

続きまして11ページをご覧ください。現在●●●●さんと●●●●さんとの間で貸し借り、または売買した農地を示してあるのですが、ちょうど真ん中あたりのオレンジ色に着色している部分、今回ここが水道用施設農地として利用する部分になりますが、書いてあるとおり、賃借しているこの農地の一部を水道用施設として利用するということになります。

続きまして12ページをご覧ください。右上の方の図面です。着色した部分を1筆だけ抜き出しております。元の地番は●●●●ということなのですが、●●●●、●●●●、●●●●に分筆しまして、この●●●●●●●●に水道用施設用地を建てるとということになります。

13ページは当該地にどのような施設を建てるのかという用地計画図を参考までに添付しております。説明は以上です。

議長 ただいま報告のありました件について質疑ございませんか。

日野委員 これは水道用施設用地ということですが、だいぶ大きい施設なのですか。

局長 現在使っている施設の機能を、新しい施設を建てて見直せると聞いております。ですから大規模です。

日野委員 どこからどこへ。始発から終点へはどのようなラインで。

局長 ラインは変わらないです。浄水場が下に降りてくるということですので。今だいぶ上の方にあるのですよね。

日野委員 ●●●●というところちょうど建物のあたりですか。

(係長：図面で説明)

大坪委員 合意解約の案件としては、承認という形になるのですか。実際合意解約を承認しないと、所有権登記をして寄付をしたということを考えれば、事後承認のような形になるのだけども、経過をみるとこの方法しかないのかなと。所有権移転登記前に合意解約があつて、所有権移転はされない、そこまでの拘束はされないということでもいいですか。

局長 まず1点目、合意解約の通知について農業委員会の扱いということですが、これについて説明させていただきます。合意解約はこの議案にある通知書はあるのですが、これより前に合意解約書というのがあります。これは当事者間で解約したよ、というのを確認する様式となっております。それを当事者間で交わしたら、今度は決められた様式、すなわち通知書が定められた様式なので、これに基づいて農業委員会へ通知をしてください、という規定になっております。通知があつた時点で合意解約の内容を事務局段階で確認させていただいて、その内容が農地法上問題ないですね、と確認いたします。それを直近の農業委員会総会で、いつもやっているのでも詳しく説明しなかつたのですが、当然のごとく合意解約の要件を満たしているから受理しているのでも、ご了承いただけますか、という整理のしかたをさせていただいております。

2点目なのですが、合意解約の手続きと一連の水道用施設用地、所有権移転ですとか分筆したりというあたりの整合性は事務的にとれているのか、ということだと思っておりますけれども、これは我々の判断の一つとして、寄付の申し出がありました。これが1月11日。その日をもって●●●●さんとしては合意解約を●●●●さんとして、その日以降に所有権移転登記手続等々に入っていきますよ、という整理しております。当事者間の合意解約も11日ということで整理しております。

なお参考までに、前にもお話ししたこともあるかと思いますが、賃借権のついた農地を取得することができるか、ということがあるのですけれども、実はなにも制限はないのですよね。わかりやすくいうと、賃借権のあった農地も売買することができるということなので、シビアにいうと今言ったところはそれほど整合性を図る必要はないな、と我々は判断しているのですけれども、そうはいつでもどちらでも我々が関わった案件ですので、日付については整理した方がいいかなと判断した上で、このような形にいたしました。

賃借権のある農地を売買した時には、所有権移転は賃借権を消してからでないと、実際問題利用できないことがあるということを、ご承知おきいただきたいと思います。

議長 他にございませんか。

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第5. 議案第1号. 農用地利用集積計画の決定について  
議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、先ほど報告しました合意解約に関連し、水道用施設用地部分を除いた上で、集積計画を組み直すものであります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

瀬川委員 金額に関しては減らしているのですか。

係長 面積按分により減額しています。

議長 他にありませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。  
本件は計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第6. 議案第2号. 農地の利用意向等調査について議題  
といたします。

朗読願います。(係長朗読)



説明願います。

局長 17 ページをご覧ください。本議題につきましては 1 から 6 番の項目について説明・協議させていただきたいと思います。

まず 1 番、調査の目的ということで、前回総会の時にご意見をいただいたのですが、いったい何のためにやる調査なのか、というのを我々の不手際等もございまして、きちっと把握できるものではなかったということもありますので、今回は調査の目的を把握した上で次の協議に入らせていただきたいなと思っております。

18 ページになります。現在農業委員会では受け手、出し手ともに、将来に向けての詳細情報を把握していない。受け手については一応把握しているが、ざっくりとした情報である。出し手については、あっせんの申し出があった時点で初めて把握できる状況である。

このため農地調整については、あっせんの申し出があって初めて動くことになる。この状況ではあっせんの申し出が 1 ヶ月違えば、各々個別に完結させていたかもしれません。

しかし事前に情報があれば、両方の申し出を併せて処理すること可能になるかもしれません。後継者のいない農家が高齢化していることもあり、今後農地供給が重なりあってくることも想定できます。

今回本調査により、受け手・出し手の意向を今よりも詳しく把握することにより、より一層円滑な農地調整が図れるようにしたい。また農業委員会と農政課が共同で取り組むことにより、

情報共有を図り、農業振興施策との調整を図りたいと考えております。

本調査の対象者ということではありますが、大きく分けて2分類になるかと思えます。①営農者、この方々については主に規模拡大、規模縮小の意向等を詳しく把握するのがメインになるかと思っております。②土地持ち非農家、この方々については小規模自作地及び使われていない農地の賃借・売買意向を確認するのが主な目的ではないかと思っております。

営農者についてはみなさんと同じレベルで実際農業をやっておられる方なので、条件等シビアな部分はないかと思うのですが、②土地持ち非農家については、精査した時から一律に「あなたの土地を貸す意向はありますか」と聞ける状況ではないのではないか、という説明を19ページでさせていただきます。

フローチャートになっております。今回の調査で土地持ち非農家については、どこにスポットを当てるかということですが、利用状況は大別して4つあると認識しております。1つは正式な手続きを経て利用されている。その次に正式な手続きを経ずに利用されている。もう一つ、小規模ながら自作している。それから利用されていないと、ということで、今回は赤枠で囲った部分を調査対象にすべきではないのかなと思っております。この部分にスポットを当てて、所有者から意向を確認した中で、もし賃借したり売買したりしたいよという意向のものについては、通常だとあっせんに結びつけたりという形になるのですが、これは毎年利用状況調査をしていることもありまして、こういった土地があったとしても、実は単独でこの土地だけを整理するというのは、現実的に難しい部分もあるのではないかと考えております。

こういった情報を把握しておきながら、隣接した農地等が出てきた場合に、それとの組み合わせという考え方で所有者の意向があるのであれば、応えることができるのかなと考えております。

こんな感じで整理しておりますので、ご意見があれば伺いたいと思います。

議長 ただ今の説明で質疑ございませんか。どのように進めるか、というのが話の中で出てこなかったですけども。

局長 今は調査の目的ということだけを説明させていただきました。それが終わったら2へ入っていきたいと考えております。そういう形で進めたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。全部説明してから質問どうぞ、ということではなくて、まず目的を確認していただいて、それで質疑があったら整理して、次の調査方法と対象者について説明させていただきたいと思います。

議長 目的の説明についてはよろしいですか。みなさんからご意見ありませんか。

日野委員 目的はいいと思いますけども、流れをちょっと確認したい。

局長 流れにつきましては、以後の協議項目で説明させていただきますので、まず目的に沿った流れになっているのか、というのを後段で審議していただければな、と考えております。

議長 他に無いようですので、次に進んでください。

局長 それでは 2 番調査方法と対象者ということになります。前回ざっくりとしたリストアップ表があったかと思いますが、あれから意見を踏まえながら整理をしました。結論から申しますと、営農者につきましては委員による面談方式ということで、現在対象者 51 名ということになります。土地持ち非農家につきましては郵送方式ということで、対象者 19 名となっております。前回土地持ち非農家さんに対しては郵送方式で、ということだったので、実は我々対象者一人一人に航空写真を用いて、それぞれ土地がどのような形態で利用されていたり、所有されているのか調べました。調べた経過について簡単に説明させていただきたいと思います。

(以下、黒板を用いた説明)

郵送方式、紙切れ 1 枚を送って質問したいことを送り返してもらって終わるのかを判断したのですが、実はひとりひとり見ていったら、これはモデルなのですが、ある人はこの土地を持っているという認識をしているのでしょうか。実は 1 筆 1 筆見ていくと、ここここは本人が作っているか、誰が作っているかわからないけども、利用されている。ところが、ここは作られていないようだ。ここは完全に山林化していて、現況証明を出したら間違いなく非農地になる。そこを挟んで遊休化した農地があります。こんな土地を持っている人に紙切れ 1 枚で、あなたの所有地を貸したい・借りたい意向はありますか、という話をする様式になっていたのですが、全体で把握する人もいれば、こういうところも含めて判断する人もいるし、ようするに我々としては聞きたいところはここのように遊休化していて、隣は山林化しているところなので、借りるなんて想定していない。調査対象とし

てこことここは外すということです。

聞きたいのはここなのですよ。ここのことを聞くのに実際問題紙切れ 1 枚で聞けますか、ということを検討したのですが、全くそれは無理だという判断になりました。なおかつ、これは今一例を出したのですが、こういう土地の張り付き具合が人によって千差万別なのですよね。そういう状況の時に郵送のやりとりだけでは、とても有効な情報は入手できないという判断をしましたので、今回は我々の方でコンタクトをとって土地持ち非農家さんに聞き取りを直接するという方法に変更したいと考えております。

絞り込みした方式は、前にもお話ししたとおり、ざっくりと面積だけで絞り込みしたリストがございますので、そこから家庭菜園だけの人、土地を見たら山林・原野しかない人、こんな感じで面積が出ている人、という方は対象者からどんどん除いていきました。その結果、対象者が 19 名ということになっております。

聞く内容については今後説明させていただきます。まず対象者と方式、絞り込みのしかたについて今回はご説明しましたので、ご意見等いただきたいなと思います。

議 長 今の事務局の説明で聞きたいことがあれば。これでよろしいかどうか。

日野委員 少々聞き取れなかったことがあるので申し訳ないのですが、対象者 19 名の土地持ち非農家の中で、ピックアップの方式・考え方はこれから説明があるのですか。

局長 今説明したつもりだったのですが、もう一回やりますか。

日野委員 今の説明がそうであれば。わかりました。

局長 前回リストアップしたのが 50 数人いたはずなのですよ。その人数からひとりひとり土地を見ていったら、聞くまでもないなという人を除いていった。その結果、50 数名から 19 名まで絞り込まれたよ、ということなのです。

日野委員 参考にまで。対象者の人数はわかりましたが、外したモデルをざっくりと。

局長 簡単に言うと、現在家庭菜園になっているような人。それは農業委員会では扱わないので外しましょうと。それから山林化してしまったところ、木が生えてしまったところ。ここは現況判断したときに非農地に間違いなくなるのではないですかね、ここは農地として扱いません。ここまではこういうところですね。ようするに山林のところ囲まれた狭小地。ここはどうしようと思っても無理だよと判断したもの。そのようなところをひとりひとり取捨選択していったということでもあります。

議長 他にありませんか。3 番に進めさせていただきます。

局長 1 番 2 番を受けて、今度は調査表の確認ということになります。まず調査項目の追加について、相続未登記農地関連ということで、まずこの部分を説明させていただきます。

実は前回調査表というのを示させていただいたのですが、今回最終整理したものでは、項目として前回の総会で無

かったものを新たに追加したいというものが出てきましたので、まずその部分について説明させていただきたいと思います。

議案の 20 ページをご覧ください。相続未登記農地対策についてということですが、この関連の質問を今回入れたいということでもあります。

まず、正式な利用権設定ができない農地というのは、今どういった類の農地があるのかと考えると、大きく分けると 2 つですね。1 つ目は所有者が生存していると思われるが居所が不明で連絡できない。もう 1 つは所有者が死亡しており相続されていない。このうち滝上町の場合をみると①はほとんど無いと思われます。しかしながら②については多数あると思われます。この部分はいわゆる相続未登記農地と言っている部分であります。②のこの件に関して質問を追加したいと理解していただいて結構であります。

その相続未登記農地の現状というのはどのようなことが考えられるのかな、ということですが、これも大別して 2 つあります。親族から借りていて利用されている、これは正式なものではないので、例えば当該親族が死亡したり、借りている人が使わなくなったりした場合には、以後誰も利用できなくなる可能性が大きいです。そしてもう 1 つ、利用したくても相続されていないので手続きができないから利用もできない、そういう農地があるのではないかと認識しております。

こういった相続未登記の農地に対しては、現在解決する手段が 1 つだけあります。それが現行相続未登記農地対策の間

題点というところなのですけれども、簡単に言いますと農業委員会、中間管理機構、最後に知事と、一連の所定の手続きを経た中で、利用権が設定できるという道が唯一つあります。これはお手元にある農業新聞の記事にも触れられているのですけれども、実はこの制度にも大きな問題があるということなのです。1つは時間がかかる。記事にも書いてありますけれども、着手から利用権設定まで2年以上かかったという実績もある。それから時間をかけて利用権を設定できたのだけでも、利用期間は5年以内に限られてしまっている。5年後にはまた振り出しに戻って、また同じ手続きをしなければなりませんので、利用する側に見てみると割に合わないという不満が出てきていると。こんな制度なものですから、北海道では利用実績ゼロ、府県で2例ほどある程度に収まっております。すなわち、残念ながら使える制度ではないのではないかな、という状況だと認識しております。

こうした状況を踏まえてですね、この問題点を改善して使える制度にしようという動きがあります。それがお手元にある全国農業新聞をコピーしたものであるのですけれども、相手方は固定資産税を負担している人などを当事者とすることができますよ、相続がされきっていても今言った人を当事者とすることができますよ。そういったことをするためには一連の手続きがあるのですけれども、その手続きを簡素化します、ということでもあります。

それから賃借期間を長期化します、今の案では10年以上を考えています。詳細については今後動きがあると認識しているのですけれども、そうすると今回の意向調査で情報を収集しておいた方がいいのではないかと判断いたしました。1つは相続未登記農地の利用実態ですね。まだ相続はしてないけども、



親族の方と貸し借りしているようなものがありますか、というように確認すると。2つ目は借りたいが相続されていないので借りられないという農地の有無を確認すると。この2項目を今回の調査で把握し、この記事に書かれているような制度が正式にスタートしますよ、といった時に果たしてどのくらいのベースになるものがあるのか、またあった時には速やかに新しい制度へ進めるように検討することが必要だと思っておりますので、せっかく今回調査するので今言った2項目について組み入れていきたいなと考えております。

なおテーマについては今お話ししましたが、具体的には以後の調査表の中で説明いたしますので、まずここまでの部分でご意見があればお願いいたします。

議長 ただ今のところで質疑ございませんか。

大坪委員 意向調査で情報を収集する中の②借りたいが相続されていないので借りられないという農地の有無、要は借り手側の調査になるよな。

局長 そのとおりです。

大坪委員 後で表として出てくるとは思うのだけど、今回は農地を所有している人に対しての調査。それであそこの土地が空いているので、あそこを借りたいのだ、という調査をする、そんな捉え方でいいのか。

局長 この問題に関して言えば、対象者は農業委員さんが面談していただきながら、話を聞いてみたいということで、この中にまだ土地を拡大していきたい、農地を買いたい・借り

たいという方が相当数いると思うのですよね。その人に対して「あそこの土地が相続していないから、本当は借りたいのだけでも借りられないのだよな」と思っているところがあったら、それを教えてくださいということです。

温水委員 調査時、聞き取りする際に、自発的に面談の対象者から話がでるのを待つのではなく、そういう土地がありますか  
とこちら側から積極的に聞くということですかね。

局長 すぐこの後、調査表の説明をするのですけども、どういった設問になっていますか、とういものをご確認いただければありがたいな、と思っております。

大坪委員 具体的に何点かあるのかもしれないけども、ようするに他人の土地の管理者・現所有者がいるかどうかのことなので、近場の人には多分わかるのだろうから、そうたくさん出るわけではない。その一連の情報把握の中で、いろんな情報の一つという捉え方で。

局長 実はですね、そういったところあるのだよな、というのは聞いているのですよ、一例なのですけども。農家の方から聞くと、まだこれからそういったところが出てくるかもしれないなということで、聞いておいた方がいいのかなと。

大坪委員 もう 1 点。いわゆる所有者が不在で管理がされていないという農地の把握はできているのですか。

局長 できています。利用状況調査で相続未登記の農地の概要はおさえています。

調査項目については追加すると言うことで、ご了解いただけたと思いますので、それらを含めて調査表を説明させていただきますので、今まで言った内容がきちんと整理され、反映されているかというようなことも含めて、みなさんに見ていただきたいなと思っております。それでは調査表の説明をお願いします。

係 長 24 ページをご覧ください。これが最終的な調査表になります。右上の方に聞き取りをしていただく担当農業委員名を書いております。そして聞き取りした日付、対象者の名前と年齢を記入することになっております。

最初の設問①ですけれども、あなたを含めて農業従事者の人数を記入してください。これは選挙があったときには選挙人名簿の審査があったのですが、今なくなってしまったことによりまして、農地台帳の家族従事者や農作業従事日数を把握できなくなっているのが今回調査するというので、この項目につきましては、家族で農作業に従事している人の氏名、年齢と年間農作業従事日数を左上の方に書いていただいて、左下には農業に従事していない家族がおられましたら名前と年齢を記入していただく。右側の方には雇用者の名前と年齢を記入していただくというのが1番目です。この設問に対してどうでしょうか。これでよろしいですか。

大坪委員 農業に従事している者、していない者の日数的な区分がありますけれども、前は選挙人名簿の中に日数あったよね。

係 長 農作業をされている方については作業日数を左上のところに。家族（農業に従事している者）または法人の場合は法人の構成員さんが名前・年齢・年間農作業従事日数を書くとい

うことになります。

大坪委員 ごめん、聞き方が悪かった。日数何日以上というような、区分はなく、例えば1日以上でも書く必要があるのか。選挙人名簿の中に60日以上とあったと思うが、今回この調査ではそれに準じた区分なのか。これを見ると日にちの制限が無いので。例えばじいちゃん、ばあちゃんが3・4日手伝ってもらっているよという場合、どっちに書くのだと言われたときに上に書くのか下に書くのか、そういう区分はあるのですか。

係 長 想定してなかったのですが、選挙権というのは絡んできませんので、農業に関わっている家族の方で60日未満でも10日でも30日でも書いていただいた方が、家族の中でどれだけ働いているのかという状況がわかるのでいいのかなあと思っております。何日以内という捉えはしないという考えで作っております。

温水委員 いいのではないですか、前に比べたら。

日野委員 横線一本入っていたら楽だな。

千葉委員 選挙みたいに縦に書いてしまうかもしれない。

係 長 書きやすいように線の細いマスを入れればいいですかね。

温水委員 家族の定義は。同居云々関係ないということですか。高校生なんかは結構町外へ出ていっている場合もあるかと思えますけども。

局長 家族については基本的に住基の台帳をベースに考えています。

温水委員 では住民票があればということで。わかりました。

局長 基本的には住基と合わせた中でうちの農地台帳は管理しているのですが、家族は一致することになります。

日野委員 同居人というのもおかしな話だよ。いろいろな事情と  
いうのがあると思うのだけでも。

局長 いろいろな事情はあるとは思いますが、これまでもそういった形でしか整理していないので。今の台帳にそういった事情を加味していくのは難しいです。実際、住基の台帳と連携させているので。引き続きそのようにやらざるを得ないのかなと。

温水委員 わかりました。

係長 2番。現在、または近い将来、担い手になる農業後継者はいますか、という質問に対して、いない・いる・未定。後継者がいる場合には氏名と年齢を書いてくださいという設問です。後継者のいない農家が高齢化している場合だと、今後農地の供給がダブるといいますか、重なってくる可能性がありますので、事前に情報を把握したいというところでもあります。

温水委員 未定の部分が先ほどの①の中の家族の定義が住民基本台帳だよということであれば、町外に修学等で離れているよ、というお子さんたちもいると思うのですが、そういった方々は当然後継者としてなり得るのかなと思うのですが、

未定になるのですか。そういった未定の中にそういったお子さんがいるのであれば、未定の部分で把握していった方がいいのでは。だからここにせめて年齢と性別を聞くような。これだと後継者と決まっていれば年齢と氏名を書くのでしょうけども、未定の部分はどうやって把握するのかなと。

日野委員 ①の家族構成もね、年齢のところの半分くらいに続柄も入れておけば、未定の中でも家族の方向性というか、年齢を見ればわかるのだけども。その家族構成の一覧の中で把握できるように様式変えればどうかと。未定は未定だろうな、やっぱり。

係長 学生さんとか、若い人は判断つかないだろうなということで、シンプルに未定と。家族の中で、ということでしょうから、①の中で氏名・年齢だけでなくて続柄を入れるとより、対象になるかわかりやすいということもあると思いますので、みなさんがそうした方がいいということでしたら、私も入れていいのかなと今判断しております。①に戻りますけども、家族のところは続柄というのも後継者に関連してくるということで、入れた方がいいのではないかというご意見がありましたけども、それでよろしいでしょうか。

(いいです、という発言あり)

係長 では続柄も入れこむということにいたします。

大坪委員 今の話の確認として、今言ったような住民基本台帳上には載っていないくて、いわゆる学生だとかが勉強のために札幌に行っている。将来帰ってきてもらい、将来担い手にな

ってもらえる可能性があるとするれば、この未定のところにそういった内容を書いておけばいい、という見解でいいでしょうか。

係 長 ①の年齢のところに家族構成の中に続柄を入れると。そして②のウ. についても未定のところにも家族の中で、どういった続柄なのかということもわかるようにした方が、より具体的にした方がいいということですよ。

議 長 続柄はこっちじゃないの。

係 長 すみません、私家族の方は農業に従事している者も、していない者も一緒に続柄を書いておくという、農業に従事していない者だけが続柄を書けばいいと捉えなかったのですけども。

温水委員 もし続柄を書くのであれば、当然農業に従事している者も書いた方がいいと思う。例えば同じ姓で兄弟、お姉さんや妹さんが手伝っている場合、もしくは奥さんの場合もあると思うから、書くのであれば全部書いた方がいいのではないですかね。従事していない人だけ把握するというのもちょっと。

西田委員 法人構成員のところには雇用体系が必要なのではないですか。パートなのか正社員なのか。氏名と年齢だけわかればいいですか。

係 長 そういう細かいところまで把握するのが必要なのかどうかというところで、そこまでは分析しなくとも、そこまで必要ないのかなと思いますし、それを一緒にくたにして右側の

方に雇われている方は氏名と年齢だけでいいのかなということで整理しているのですけども。

温水委員 家族の部分については日数を記入することになっているのですけども、雇用の部分もどの程度のウエイトで携わっているのか把握した方がいいのではないですか。結構大きな法人もありますし。またそれをどうするのかという問題もあります。日数にするのか、形態にするのか。

日野委員 営農計画書でほとんど把握できるのでは、農協でね。あれには農業従事日数やら、続柄から、年齢から、要するに家族構成。その中でパートだとか従業員だとかというものも出てくるのでは。

係 長 今回の調査の目的は農地の流動化といいますか、うまくマッチングさせるというのが調査目的だったものですから、できるだけ調査内容もシンプルな方向へまとめていったというところなのですよ。雇用される方の従事日数まで含めないと農地の利用調整に結びつかないのではないかと、というふうに思っていましたので、ちょっとシンプルにということで整理したところであります。

日野委員 アンケートって非常に難しいのだよね。後者のいろいろな設問を見ていったら。早い話、将来的なことも出てくるよね。まあ難しい。

係 長 聞いていったらより細かい情報が得られるということもあるのでしょうけども、どうしても聞かなければ調査の目的を達せられないのかな、ということになると、必ずしもそ



うではないのかなと思うと、シンプルな方向にまとめていったら、雇用者の従事日数までは聞かなくても、農地のニーズの方には影響はないだろうという判断で、省略させていただいたところです。どうしても必要でしょうかね。雇用されている方の従事日数というのは。

日野委員 でも雇用は雇用だよ、それぞれの職員であろうが従業員であろうが、70日80日稼働してもらおうと。それが③の労働力が足りているか足りていないかに繋がるのだろうけど。

温水委員 ここが煩雑になるという経営体はそんなには無いとは思うのですけども。一般の方であればここはシンプルになるでしょうし。一部の法人だったり、大きめのたくさん人を雇われている人に対して、雇用ボリュームを把握することなのですよ。調査そのものが要件を満たさなかったり、ということあまり個人的には想定しなくてもいいのではないかと思いますけど。確かに項目が1つ増えれば手間がかかるというのはわかりますけども。

係長 それほど手間がかかるというものではないので、この機会に雇用状況も含めて調査した方がいいのではないかと、ということでしたら、特段難しい設問でもないで、入れることはできますので、従業員の年間の作業日数も入れるということよろしいですか。

議長 わざわざ名前まで挙げなければならないものなのか、なんの作業で何日とか、だいたいシソの収穫なら何日とか、そんなバサ、バサでいいのでは。それで足りる、足りないで考えればいいだけでしょ。

温水委員 確かに家族の部分と同じで、1日でも従事していたらということになるのでしょうか、例で挙げられたシソでいうと何十人になると思うのですよ、2・3日でも。たくさんいますので。そういうことでは臨時雇用で言えば、従事日数で記入することが可能になっている方が聞きやすいのかなと思いますけどね。年間従事日数というのは概算、ということになると思うのですよね。家族の従事日数なんかも概ねで出しています。

日野委員 逆にいらいないのではないの。③で足りているのか、足りていないのか問うわけだから。

温水委員 例えば法人の年間雇用日数だけを把握するだとか。

日野委員 そもそも足りていれば、足りている、でいいし。足りていなかったら必要なのだな、と思えるし。

瀬川委員 なんでもかんでも聞くアンケートにしない方がいいと思うのですよね。②とか後継者未定であれば未定と書いてあれば、面談で聞けばいいことで。そんな具体的な内容を個人個人に書いてもらう必要があるのかなと。

日野委員 家族構成は把握しておいた方が、ある程度資料にはなるよね。

係長 農業に従事している家族、農業に従事していない家族、この部分だけ残せばいいという。

日野委員 家族構成の欄だけあったと思うけどな。農業従事日数を書く欄もあったと思うけど。だから農業に携わっている人

は主だとか妻だとかは360日、子どもや学生は0日だとか。今大学2年だとか。それくらいわかればいいのでは。

係長 西田委員どうですか。

西田委員 常時雇用何人です、臨時雇用何人です、でいいのではないですか。氏名・年齢まで聞く必要はないのでは。人数だけで。

議長 いらないよね、これ。

係長 年間延べ人数だとか、そういうのだけは必要だということになってきますか。

日野委員 家族は。

係長 いや、雇用の。

日野委員 いらないと思う。

大坪委員 どこまで把握したいか、ということですからね。

西田委員 この赤い字で書いてある「農地台帳の家族従事者や農作業従事日数を把握できなくなっているので今回調査する」という目的であれば、削がれかねない。

議長 今の③〇〇で何人足りないって書いてあるのだから、無くてもいいのではないの。

日野委員 パートさんは何人働いているの。参考になる話にならない

いかなと思って。

係 長 目的からしたら、無くても全然問題ないかと思います。

池田委員 担い手委員会で揉んだ時もそうだったのですけども、農業委員会として把握しておきたいことと、農政畑として把握しておきたいことというのがあって、結構農政畑としての項目が実際多かったですよ。そういう意味合いで雇用とかの項目が出てきた、というふうに理解しているのだけでも。だから委員会としていらないから消してしまえばいい、という話にもならないのかなって。そういう理解でいいですよ。だから大枠では農政畑の方で常時雇いがどれくらい、臨時雇いがどれくらい、ということが大雑把でいいから掴んでおきたいというのはあるのではないかな、というふうに理解していますけども。他の担い手委員だった方、いかがでしょうか。

局 長 池田委員が今言った認識、私もまったく同じ認識でございます。実はこの調査表というのはうちだけで作ったものではなくて、農政課と打ち合わせして作ったものです。すなわち、我々の方で聞きたいことはこういうこと、農政課で聞きたいことはこういうこと、ということで調整して作っております。まさにこの部分については農地台帳の情報については我々が知りたい、ということなのですが、雇用者に対しては外国人研修生も含めて、できれば経営体ごとの実態を知りたいというのが農政課の方にあったようで、そこをこの表くらいであれば書いてもらえるかな、ということで知りたいというニュアンスが①の右半分のところでありまして、うちだけで言うと、どうしてもそこは欲しい情報かということそうではなくて、ざっくり概要を把握すれ

ばいいくらいの話で処理すればいいかな、と思うのですけども。池田委員が言われたように、両方の意向を把握した中で、こういった形になったとご理解いただければな、と思います。

全体的な話なのですが、確かに最初は農政の方が主だったのですけども、いろいろこの項目はいらぬのではないかと再度打ち合わせした部分も後からありますので、だいぶ農業委員会のウエイトも濃くなっている、濃いから薄いからという問題でもないと思うのですけども、充分委員会としても聞くべきことは聞くという項目は網羅しているなど思っておりますので、そういった認識でご理解して協議していただければと思います。

大坪委員 それは理解できたのですが、雇用者の部分で言えばさっきのとおり畑作の繁忙期にアルバイトを10人も20人もいるから、名前を挙げるかと言われれば実態的ではないので、例えば常勤従事日数何人、というような簡略にできる方式で整理したら、ある程度の労働力の把握ができるのではないかと思いますよ。どうでしょうか。

局長 了解しました。いいと思います。

係長 常時・臨時それぞれ何人、それから年間それぞれ日数というような形がよろしいですか。名前と年齢は要らないと。

日野委員 要らないと思います。

係長 延べ人数はあった方がいいということですか。

日野委員 年間どれくらいの労働力があるのか知りたいという確度があればそれは入れて。個人情報だから、歳まで知る必要はないと思うのだけどね。

係 長 氏名・年齢までは要らないと。年間延べ人数というのはそんなに手間がかからず出てくるものなのですよ。

温水委員 やっぱり大きな法人で正職員何人いて、臨時職員何人もいて、という方々にしてみれば、年間延べ人数を出せと言われた方が大変だと思うのですが、計算すれば出るのでしょうけどね。ですから法人経営の場合は正規に雇用契約を結んでいるわけですから、正規の職員なんかは、ある程度把握してもいいのではないのでしょうかね。そうなるとう説明の設定をどうするかということになりますけども。

係 長 例えば回答が難しい設問項目になってくると、調査の意味がなくなってくるのかな、ということで回答しやすいような設問内容がよろしいのかなと。

温水委員 年間雇用だけの部分だけでもいいのかな、という気もしますけど。そしたら絞られてきますし。外国人研修生もかなり入っていますから、それこそ農政サイドとしても把握したいという気持ちがあるのでしょうか。

係 長 臨時雇用、常時雇用、外国人研修生の頭数だけ回答する、ということになったら簡単かなと思うのですが、そういうことですかね。

温水委員 そうですね、男性何人、女性何人のような。名前、年齢まで書かなくても。

係 長 男女別も要りますかね。回答しやすい形がよろしいかな、  
と思うのですけども。

張間委員 労働力何人、という形で書けば楽ですけどね。名前を書  
くよりは。正社員何名とか書くくらいだったら。

係 長 常時、臨時、研修生とかいたら、それぞれの頭数で回答し  
やすい方向で直すということによろしいですか。①につい  
ては氏名・年齢は抜いて、常時、臨時、研修生を含めて頭  
人数を記入していただくという形にさせていただきます。

②の未定のところについては①にも関係してくるのですけ  
ども、いずれにしても学生ですとか書く形に直しますか。

大坪委員 そこは未定に丸をつけてきたら、面談の中で聞き取りが  
できれば聞き取りして、それを書くということでどうでし  
ょうか。

係 長 未定の方がいれば聞き取りするというので、対応する  
ということでもいいですか。

(はい、の声)

係 長 ③につきまして、その経営体の労働力について足りていま  
すか。それで足りている・足りていない、足りていないと  
いうところはどのような仕事内容で、頭数何人、足りない作  
業は何月から何月まで、一つだけでなくて複数の作業内容  
で複数の期間があるかもしれないということで、農政課の  
方からも一つだけではなくて2つ3つ分けて書けるような

形であれば、なおいいですね、ということで③を設定させていただきました。労働力が足りているかどうか、作業内容、不足人数などは必ず書いていただくと。③の設問はどうでしょうかね。

(特に意見無し)

係 長 ④の方へ進ませていただきます。あなたは近い将来、農業経営をどのように考えていますか、ということで規模拡大、現状維持、縮小、離農を考えている、この4項目に分けて設問を設定させていただきました。受け手・出し手がどのような考えを持っておられるかということで、ア.農地の規模を拡大したい、何年後にどのくらい、さらに何年後にどのくらいということを書けるようにしております。そして規模拡大するにあたって、希望地区でなくとも、まとまった農地があったら、その農地を利用する意向があるかどうかというのも、例えば●●●●さんなんかは希望地区ではなかったのですが、まとまった農地面積だったので●●●●の方を使ってくれることになった、そういう場合も想定してこの設問を作らせていただきました。そして面積がどのくらいで、どういうところの地区であったら利用していただけるかということで、希望地区以外だったら全く要らないよ、というふうに変更できるようにしております。ア.のところはこれでよろしいでしょうかね。

イ.のところは現状を維持したい、ウ.のところは農地の規模を縮小したいということで、所有する農地の中で貸したい、売りたい農地があるのでしょうか、ある場合は貸したい農地があるのか、売りたい農地があるのかを丸で囲んでいただいて、その相手については農業委員会で見つけてもらいた



いのか、もしくはそれ以外ということで設定しております。そしてその農地を貸したい、売りたいということであれば、すぐにでも貸したい、売りたいのか、何年後か、すぐではないのか、何年後にとりあえずなんぼ貸したいのか。さらに複数回に分けて何年後にはさらに売りたい、貸したい農地があるのだよ、ということウ.の方では設定しております。イ.の現状を維持したい、ウ.の規模を縮小したい、この設問項目どうでしょうか。

温水委員 シンプルでわかりやすい設問設定なので、このままでいいと思います。

係 長 他にご意見がなければエ.の方に移ります。

瀬川委員 ア.のところに希望地区を書く必要はないのですか。

局 長 我々が把握している希望地区というのは、中間管理事業等で事前に希望を募った際に整理している希望地区をベースにしています。当日面談していただくときに農業委員さんへデータを提出する予定をしておりますので、希望地区はこうなっているけども、それ以外でということ話を進めていただければと思います。

瀬川委員 本人が把握しているかという問題で、希望地区以外だったら不要という設問があるので。

局 長 データは個別に誰々さんが来たので、この方の希望は今こうなっていますよ、というふうに当日見られるようにしておきますので、その情報を見た中で対応していただければありがたいなと思います。

瀬川委員 アンケートを受けた本人が希望地区をどこに出していたか、本人が把握しているのかという問題がある。

温水委員 要するに事前配布するかということですよ。事前配布して記入して持ってきてもらうということであれば、わかりやすい方がいいのではないかという意見だと思うんですけども。

局長 後ほど触れますが、事前配布して完全回収するという方式は現在考えておりません。一部書いてきていただいてもいいですよ、ただ全く書かなくても当日対応しますよ、という対応をするつもりをしていますので、そのあたりは心配ないかなと判断しております。

温水委員 まじめな人はがんばって書こうとするので、わかりやすい方がいいかな、という気もしますけどね。

係長 次エ. いきます。離農したいという方で、第三者への経営継承を希望しますかということで、(ア) 希望しない (イ) 希望する (ウ) 検討する。具体的なプランがあれば記入してくださいということで、自由に書く欄を作っています。離農された場合には、後のお住まいはどのようにお考えなのか、現在と同じ場所なのか、別な場所で考えているのか、考えていない、未定なのか、という離農の場合の設問項目ですけども、いかがでしょうか。

温水委員 27 ページ、最後のページですけど、送る文書、サンプルなのでしょうけど、これを見ると地区なんかも当日書き込んでいただく前提だとわかりますので、他の設問に対して

アンケートをもらった人が直接書くという判断だともっと親切にといういろいろな意見がでると思うのです。ルーティンとしてこの順番で進めたいのはわかるのですが、もし案内の文書を先に提示していただいて、我々それを把握した中で中身の議論をした方が、わかりやすいのかな、と思います。

係 長 案内文書についても、みなさんに見ていただいてこういう形でどうだろうか、ということを知ろうと思っていただけんですけども、事前に話をされた方がみなさんの調査内容について回答、話しやすかったのかなと思います。すみません。離農の部分についてはこれで問題ないでしょうか。

(はい、の声あり)

係 長 それでは 26 ページの⑤に進めさせていただきます。現在農地の所有者が死亡しており、相続もされていないため、やむを得ず所有者の親族から借りている農地はありますか、ということで、ア. ない、イ. ある、この設問はどうでしょうか。先ほど説明した相続未登記農地関連の質問ですが。

日野委員 親族から借りている農地もありますが、親族限定というパターンがほとんどなのかな。

係 長 その親族の中で誰かが相続すればいいのですが、やむを得ない事情があって、その代表者といいますか、その誰かと話し合っ借りているというパターンがあるのかなと。

日野委員 聞きたいことは非常に良い設問だと思う。所有者の親族の 1 人から借りている、その親族って言葉で括っていいの

かな。

係 長 親族以外の第三者から借りて支払いをするというパターンはなかなか想像しづらかったのですが。ほぼ親族、身内の関係の誰かから借りる形がほとんどないではないかなと思います。

日野委員 関係者というか、なんというか。

議 長 とりあえず親族、ということ。

係 長 多いのは親族なのかな、ということで例外的なことをここでわからせなくても伝わるのかな、と思うのですが。

大坪委員 実際我々が聞き取りすることになるのですが、説明する者も隠されればどうしようもないのだけども、親族以外、親族でもそういう人がいればア．に丸がついていてその内容を記入する、ということでもいいですか。

局 長 ちょっと説明が抜けておりました。ここの部分については⑤⑥共通で、後ほど触れるつもりしていたのかもしれませんが、当然ある・ないだけおさえてもどうにもならない情報なので。この時点であるとなれば、場所を確認する作業をしたいと思います。それと当然可能であれば、親族というのは所有者に対してどういう関係なのか、どういう人なのか、コンタクトはとれるのか、という話もできる範囲で確認していただければありがたいな、と思っております。最低限場所だけは航空写真のデータで確認する作業をあるとなったら、我々が対応するというのを想定しております。

日野委員 最後に言おうと思ったのですが、事務局側は面談の中で答えを求めなければならない、委員さんも入って面談すると思うのですが、聞かなければならないことというのは、今局長が言うようにある、という方に関してはこういうところを求めてください、情報を得るわけですから、そこをまとめておいてもらえれば当日面談しやすいのかな、と思います。委員さん 1 人ずつ思ったことを言っていったら、聞かれる方もうんざりされて困るかもしれない。

瀬川委員 マニュアル化してフローチャートにするとかね。

議 長 面談のポイントをおさえてね。

日野委員 当然事務局も入るから、事務局がしっかりしていれば進とは思うのですが。

係 長 当日面談するにあたっては、こういうところに気をつけておけば、という設問以外に。

日野委員 以外、というか今局長が言ったとおりのこと。あるという場合に場所の確認だとか、連絡のとれる道標があるのですか、という。借りたいけれども借りられない畑はどこですか、というポイントを聞こうというのをまとめておいて、面談の時にでも参考にしてくれれば。

係 長 ⑤⑥まとめて、になりますけども、他ご意見どうでしょう。

温水委員 ⑥の所有者が死亡したことにより、と書いてあるわけですが、例えば「あそこは誰々さんの土地だったと思う

のだけでも、町外へ転出されて亡くなられていると思うの  
だけど」のような不確かな場合はどうすればいいですか。

係 長 場所ははっきりしていて、相続が進んでいない。そういう  
場合であっても所有者が不明ですとか相続が未登記の土地  
についても国の新しい事業等を利用して、まだはっき  
りはしていないのですけども、より今よりも簡単な、長期  
10年以上の利用ができるような、事業ができるような制度  
もできつつあるようなので、そちらに結びつけることがで  
きたらなということで、所有者不明のところは相続未登記、  
相続していないというところも、この設問に回答してい  
ただいて、事業ができたときにそれにのれるような、遅れず  
にのれるように持っていきたいなと思っております。

局 長 今の件に関してはですね、先ほど説明したのですけども、  
登記簿上の所有者が生きていのかどうか分からないとい  
うのは、過去に難儀したということは無いものですから、所  
有者が生きていと思うのだけでも連絡がとれないという  
人は外しますよ、と説明させていただいたと思うのです。

結局は相続未登記農地が残るのですけども、今温水委員が  
言われたように、そういったところがあるのであれば今言  
ったところに入れていいと思うのです。ただ質問上、相続  
未登記に特化しているので、所有者が死亡したことにより、  
借りたくても借りられない農地はありますか、というところ  
では、この人名義になっているけども、その人生きてい  
るのか分からないということであれば外ればいいのか  
ですけども、実はそういうところもあるのであれば入れてい  
ただきたいな、と考えております。なおこのことについては、  
先ほどマニュアル、注意事項のようなものを作るというこ

とになりましたので、そのあたりのところで整理させていただきたいと思います。

温水委員 あそこの土地どうすればいいのだろう、というのも本人はわかっていないけども、事務局サイドでは把握できるというケースもあると思うのですよね。要するに権利関係がきちんと把握できていないから、借りたくてもどこに申し出ればいいのかわからない場合も聞き取るのか、それとも明確にあそこの土地は亡くなっているから、その後の経緯まで本人がわかっている場合だけなのかとか。

局長 調査の時に具体的にそういう話になった場合、いろいろなケースが考えられると思いますので、それは我々に個別に相談していただければ。

議長 いずれにしても、ない時はいいのだけども、あるっていう時だよ、余分なことを聞かなければならないのは。このところはもういいですか。

係長 それでは⑦今後、施設整備・投資をするお考えはありますか、ということで施設整備をするということになりましたら当然転用等農業委員会が絡んでくることがありますので、それを事前に確認することができる。施設整備をする考えがあるかどうかで、ある、ない、検討中ですと。ある場合は何年後までにどういう整備をしたいという質問を設定しております。項目はいかがでしょうか。そのままでよろしいですか。

議長 いいのでは。

係 長 それでは⑧に進みます。法人化について検討していますか、ということで意向を確認することで相談対応することができるということで、検討しているのであれば検討中、検討している場合はどんな法人の体制を検討していますか、1戸法人か、複数法人か。複数法人の場合は共同経営したい方の名前を書いていたいただきたい。検討中、検討していない、のア.イ.に分けております。⑧番そのままでもよろしいでしょうか。

⑨番最後になりましたけども、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きくださいということで、こういう欄があれば意外と書いて下さるということでしたので載せております。

大坪委員 ここの⑨の欄はご意見・ご要望ということで、捉え方によっては農政に関するあらゆること、対象とはいえないこともないのだろうけども、流動化に関する調査なので、このことに関して意見・要望がないのかという話なのか、農業委員会に対してなのか、もう少し明確な書き方をした方がいいのか、もしくはこの機会に農業に関する意見を幅広く聞くということなのか、ここを少し教えて欲しい。

係 長 農地の利用意向ということに関して、何か回答しきれない思いがあれば書いていただきたいなと思っていたのですが、膨らませてというところまでは考えていなかったです。

大坪委員 であれば農地流動化に関して、という文言を入れるといいかもしれない。



局長 調査表作成の経緯から言いますと、農地流動化のみならず、農政全般についても意見を伺うという意図があって、枠を求めてきたという経緯があるとの認識がありますので、そのあたりはもう一回確認してわかるように、抽象的な表現ではなくて具体的でわかるように文章の表現を変えさせていただくということで、ご了解いただけますか。農政課に聞いて、何もいらぬよ、ということになれば、うちだけに特化するようにはいたしますので。

池田委員 担い手委員会の中では交換分合について、があったと思うのですが、これがちょっと見当たらないのですけども。

局長 交換分合につきましては、我々がこれから実際やるのは無理だと判断しておりまして、農政ともある程度打ち合わせしております。理由はですね、非常に難しい手続きが必要だということで、1対1の農地を「こうやればいい」という話ではないものですから、まとめて農地を地区ごとに整理したときに何筆か整理していくよ、というのが基本的な考え方で、ただAの農地とBの農地をこうすればいいですよ、というものが交換分合だと我々は理解していないものですから、それはこれから先もあるからといって、例えばある人が「ある」と言った時に、その要望を踏まえた上でやらなければならないのか、というと、やれないと判断しているのですよね。そういうこともあるので、あえて削らせていただきました。

池田委員 前々から、移転してきた人のものが向こうとこっちにあって、向こうの地区からわざわざこちらの地区に通い作している方がおりまして、整理できないのかな、とずっと思っているのだけでも、そういうのは個別案件としても。

局長 ある特定の農家さんとある特定の農家さんの特定の土地について、1筆毎にこうやる、というのは交換分合という事業ではないと認識しているのですよね。池田委員が言った問題はあるよね、と言われたらわかるのですが、手段としてここで交換分合という言葉を使うと、交換分合というのはそういうレベルのものではなくて、町全体で計画を作って、地域ごとの農地の張り付き具合を見たときに、総合的にやるという計画を作らなければならない。そういう意味での交換分合というのはできませんよね、という判断をしたので、この言葉を削除させていただいた、ということです。

係長 調査項目の確認ですが、よろしいでしょうか。最終ページ27ページをご覧ください。聞き取り調査対象の農家さん向けの案内文書で、今後の農地流動化に係る聞き取りについて、

「日頃より、当委員会の業務に関しご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、現在行っている「あっせん」による農地調整については、貸したい・売りたいという方からの申し出があって、初めてその意向を確認できるという状況となっております。

今、農地を求めている方については、希望面積や希望地区を大まかに把握しておりますが、より詳細に意向を把握する必要があると考えております。

つきましては下記により、今後の農業経営に（規模拡大、規模縮小）に伴い、所有農地等につき、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたく、ご案内いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、当日お聞きする内容については、同封の調査表のとおりとなっておりますので、事前にご確認していただければ幸いです。(記載しても、しなくても結構ですので当日持参してください。)」

となっております、面談日についてはこれから決めるのですが、平成何年の何時から何時までの都合のいい時間にお越しください、場所はその場で、当日都合の悪い方につきましては、別途対応したいと考えておりますので、事前にご連絡いただければ幸いです、という案内文を参考に作っております。この内容についてどうでしょうか。

事務局で日程も決めなければならないのですが、2月の面談日の10日前までにも案内状を出さなければならないなあと思っているものですから、面談日2月13、14、15日くらいをもって、みなさんの都合をもって、やりたいなあと思っています。

そして、できれば1日でやれるものならやりたいなど。朝の9時半くらいから午後の3時くらいまでで、都合のいい時間にお越しください、ということで、場所については役場の大会議室を今のところ2月13から15までの間おさえております。

千葉委員 2月の15は酪農組合の総会。

係長 では、それは省きますね。

議長 どうでしょうかね、予定では13か14のどっちかという判

断しているけど、1日で終わりますよね。100パーセント来てくれるかは難しいかもしれないけど。ダラダラとやったらだめだと思うので。

日野委員 全部の地域を1日で。

係 長 はい。

議 長 事務局側では農家1人に対して委員1人が当たるような聞き取りをしようと思っているみたいなので。

係 長 農業委員さんの数と対象の農家さんとをみますと、だいたい農業委員さん1人当たり4人くらい、全員来て4人くらいと。

大坪委員 好きな時間帯に来るから、わからない。

係 長 そうですね、ふたを開けてみないと。一番最初の時間が混むかもしれませんし。

大坪委員 できれば2人セットでやると、聞き漏らしもないかなって思うのだけでも。急ぐものではないので、じっくり落ちて着いてやればいいのかろうけども。

議 長 聞き方にもよるのだらうけども、いつまでも待たすようなこともしたくないし、1対1ではちょっと厳しいかな、とは若干思っているのだけでも。

温水委員 午前と午後に分けるとかには。

議 長 そう思ったのだけでも「都合のいい時間にお越しく下さい」と書いてあるのに、あなたは午後とか言ってしまっているのかなど。

温水委員 2班だと21戸いるので、待つ方には相当待ってもらうことも。10時頃から混みだして、みたいなことになる。

係 長 案内状出した方、全員が来られるというのは。

温水委員 来ないかもしれないですけど。

係 長 こちらから時間を指定して、というのも案内文としては、ないのかなあと。

池田委員 希望時間で時間調整して、ということなら待たせることもないし。

係 長 全員に希望時間を聞いて、それを聞いて調整すると。

議 長 分けて出せばいいでしょう。この人には午前中のこの時間に来てください、だとか午後もやっていますよ、くらいにして。

温水委員 都合が悪ければ午後からとかにして。

係 長 なかなかこちらからお越しく下さい、という文書でこの時間帯に、というのは。

日野委員 逆に自分のことを考えたら、好きな時間の方がいいけどな。1時間も2時間も混んでいる方が。

温水委員 それは本当困りますよね。

日野委員 だから言われた時間に行くようにするか、その方がいいと思うのだけどね。都合が悪かったら連絡くださいということ。いいじゃないの、何も支障ない。

係 長 案内文というのは見たことなかったものですから。

千葉委員 ほとんど酪農関係は日程決めされている。この時間に来てくれ、ってなっているよ。農政でやっている日程もそう。千葉さん 10 時に来てください、13 時に来てください、っていう書面でほとんどまわっているよ。

係 長 幅広い時間帯の中で、この時間帯に来てくださいと。

千葉委員 いや時間指定。隣の農政で今、道営事業をやるのだけど、13 時に聞き取りしますのだから来てくださって時間指定で来ているよ。

温水委員 みなさん忙しいから、かえってその方が。

千葉委員 他の人の名簿もあるのだけど、3 日くらい連続で。

温水委員 待機時間が長いと、もてあそぶから。

日野委員 畑作業と酪農業、畜産と分けるのも失礼な話なのだけど、やっぱり酪農家でいったら朝、晩とかやりくりしにくいだろうから、業種に分けた時間をちょっと配慮すれば。逆に来てください、っていう方がよっぽど失礼かなと。時間指

定して来てもらった方がいいと思うけどな。結構あるよね、時間指定。

千葉委員 聞き取りする名簿を全部載せてもいいのだから。あなたは何時、と時間を言っていって。都合悪かったら連絡ください。差し支えないでしょ。その方が来やすいと思うな、みんな。

係 長 酪農家ですと午前中か昼くらいの方が。9時半から15時までというのを念頭に置いているのです。

日野委員 事務局でタイムスケジュール作って、都合悪かったら連絡でいいのでは。

千葉委員 その方がぴったりの時間に来るし。

係 長 午前、午後というようにもっと細かく。

議 長 いや細かくではなくて。班ごとに時間指定して何人というように。

係 長 その時間に都合があわないから、調整がかなり大変になりかねないかなって。

日野委員 そんなことではないと思う。

千葉委員 来てくれ、と一本にした方が来ない。みんな時間ない中来ているから、時間指定した方がいいと思うな。

係 長 1時間単位くらいではめていくような。1時から2時、2時

から3時みたいなの。

千葉委員 班と名簿をあわせて、どれくらいでやれるか、見ないとわからないけども。

議長 上から何人は何時から、とか2班で3人ずつとか、そういう時間の切り方をすれば極端な話、いいと思うのだけど。

日野委員 正味5時間くらいなのですよ。基本的には8割くらいの参加人数で計算していったら1班何分必要かというのが出てくる。

温水委員 例えば一番人数の多い2班では21名ですから、1時間に4名あてておいて、仮に3名しか来ないかもしれない。ただ、こういう割当すると農業委員は1日拘束されてしまいますけど。でもそんな感じでいいのではないですかね。

係長 時間帯別に割り振ってやったほうがよっぽどいいということですね。

議長 なんにもできないで椅子に座って待っているのが一番頭にくるから。

温水委員 事務局も手分けして、ついてくれるのですよね。

係長 控えていて、呼ばれれば。例えば会場にパソコン、システムを設置できるものであれば、場所がどこなのか特定できれば。そしてもし設置できないのであれば1階の事務局まで来ていただいて、場所を特定するということにしようかなと思っています。



議 長 1人であたるのか、2人であたるのか。

大坪委員 割り振りの時間を設定して、例えば30分ごとに配置してしまうと。たまたま待っている人がいる状況になれば、担当班以外でも農業委員が対応すると。随時その場で対応するとみんなで申し合わせしておいて、他の地区の人にも対応するというところでどうでしょかね。

議 長 「俺は担当でないから」ということにはならないと。

大坪委員 とりあえず割り振りはしておいて、空きがあればそこへ応援する。

瀬川委員 農業委員本人はどうするのですか。

温水委員 朝一にシミュレーションすればいいのでは。雰囲気つかめていいかもしれない。

大坪委員 農業委員は趣旨がわかっていますからね。

係 長 事務局の方で時間帯を区切って、農家さんにこの時間帯で来てもらいたいのだ、という形で案内状出させていただくということで。日程は2月13日でどうでしょうか。9時半から15時ということで。

日野委員 9時では早いのか。

係 長 9時ですと酪農家さんですとか。

千葉委員 他の時間にあてればいいじゃない。

日野委員 委員さんがつらいかもね。

係 長 農業委員さんが 9 時に集まるのは難しいのかなあと。それで農業委員会の総会も早くて 9 時半ですので、最大限早い時間なのかなと思ひまして。

日程は 2 月 13 日 9 時半から 15 時まで。時間はこちらで設定して発送させていただく。場所は大会議室を準備いたします。予約取っています。面談については混んでいる地区がありましたら、他の地区からサポートしていただくと。できれば当日パソコンを持ち込んで、大会議室で土地を確認できるようにしたいと。もし設定できなければ、申し訳ないですけど 1 階の事務局で確認してもらおうという形になると思います。あと意向調査の件に関しまして確認したいことがございますか。

日野委員 アンケートは例えば書いてきてくれる人には、面談の時にも書かなければだめなのか。書いてきてくれる人のものをコピーしてくれればスムーズにやれるのでは。

係 長 コピーはすぐできますけども。コピー機がありますので。コピーを農業委員さんが見ながら質問した方がやりやすいということですよ。それは当日可能です。他、質問事項ありますでしょうか。

温水委員 当日面談するときには土地の特定だとかで事務局が待機してくださるのであれば、聞き取りの時にメモだとかを手伝ってもらったほうがいいのか、という気がしますけども。

今回農政の方も反映させたいということなので、もし農政の方も手が空いていれば、何名か手伝っていただいたほうがスムーズに進むのかなって気がします。

議 長 委員は聞くだけでメモするのは事務局、のような。聞き取りはするから、書き取りは事務局で。

温水委員 もちろんメモはしますけども、その方が確実かもしれないですね。

千葉委員 聞く方に集中したいっていうのはあるよね。

係 長 基本、農業委員さんが聞き取っていただいて、書き取っていただいて。事務局も臨機応変に対応したいと思います。

議 長 他、今のうちに聞いておかなければならないこと、決めておかないといけないことはありませんか。

西田委員 提案なのですが、農業委員を抜いたら40名の方を対応しないといけない。1人当たり30分と考えると1時間に4名ずつ対応していけば、時間通りに終わると思うのですよね。そこで1時間で4名対応するのに、委員全員必要のかなと。1日拘束されてもいいよ、という方は別にして、午前と午後に委員を分けてやった方がいいのかなって。30分刻みの案内を出すということですけど。

議 長 どんなふうに来るのか、という部分があるので、未確定な部分がある。時間通りに来てくれれば、きっちりまわるのだけども。仕事の都合で午前中だったものが午後からしか来られないだとか、もし偏ったときにはやっかいだなと思

うのです。

西田委員　そういうことであれば。1時間に10数名くらいくるかもしれないですけど、少しずれても大幅にはずれないのかな。

議　長　基本的に時間指定の感覚が事務局には無かったので、想定がだいぶ変わってきているのですけど。とりあえず何時に来てね、としか出せないと思うので。その時間過ぎたからやれない、というものではないので。ずれは当然出てくると思います。一応それで午前と午後半分ずつでいいのでは、という話もあるのだろうけど。固まって来ていないところとかあった場合には、みんながただ待たせない、という感じに対応することも必要だと思う。なので、農業委員は我慢して、一日縛り付けという格好になるかと思います。

温水委員　午前と午後に委員を分けると余計にシビアになると思う。一応は張り付いておいて、それぞれみなさん忙しいので、なんらかの都合で難しいだとか、午前なら、とか、そういった対応も柔軟にするためには、みんなに対応する体制の方がいいのでは。

大坪委員　時間を割り振りしてもらって、9時半からなら何時くらいまでの予定、というのができると思うのでそれと、さっき言ったチェックポイントの関係。それをまとめて事前に送付していただければ、みなさんとりあえず時間帯なんかわかると思うのだけでも。

温水委員　そうしていただけるとありがたいです。

議　長　本件については、本日の協議を踏まえ、取り組んでいくこ

とといたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第 1 回農業委員会総会を終了いたします。